

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

高圧ガスの消費設備による事故防止の注意喚起について（お知らせ）

標記につきまして、経済産業省産業保安・安全グループ高圧ガス保安室のHPに、高圧ガスの消費設備による事故防止の注意喚起についての掲載がありましたので、お知らせいたします。

概要としては、近年、高圧ガス使用中の事故が相次いで発生しており、令和6年11月29日には愛知県でガス窯点火作業中の爆発による死亡事故、同年12月13日には鹿児島県でガス炉使用中のCO中毒による死亡事故が発生いたしました。

このような事態を鑑み、高圧ガスを取り扱う際の安全対策を改めて徹底していただくよう、お願い申し上げます。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

<注意事項>

【可燃性ガスを消費する際】

- ガス検知機、業務用換気警報器又はCO警報器を設置すること
- 通風のよい場所で行うこと

【可燃性ガスを取り扱う場合】

- 高圧ガス保安法で定められた安全対策を厳守すること
- 危険性を常に意識し、安全第一で作業を行うこと
- 作業中に違和感を感じた場合は、直ちに作業を中断し、異常がないか確認すること

概要等掲載URL

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/12/20241219.html



以上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 瀬谷、湯口、國坂

高圧ガスの消費設備による事故防止について（注意喚起）

本件の概要

2024年12月19日
高圧ガス保安室

令和6年12月13日に、鹿児島県においてガス炉使用中のCO中毒による死亡事故が起きました。また、11月29日には、愛知県においてガス漏れ作業中の爆発による死亡事故が起きており、高圧ガス消費時における死亡事故が立て続けに発生しています。

ガス窯による焼成作業は高圧ガス保安法第24条の5に規定する高圧ガスの消費に該当する場合があります。高圧ガス保安法では可燃性ガスを消費する際には、ガス検知機を設置すること、通風のよい場所で行うことを義務付けています。可燃性ガスを取り扱う場合は、これら法令で求めることを遵守するとともに、作業の危険性を十分に認識して、常に念頭において作業すること、また、作業に違和感を感じた場合は、一度作業を中断して異常がないか確認することなど、安全管理に注意していただくようお願いします。

e-Gov 法令検索

[高圧ガス保安法第24条の5](#)

[液化石油ガス保安規則第58条](#)

経済産業省HP

[「液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について」 24. ガス漏れ検知警報設備とその設置場所 \(PDF形式: 5,296KB\)](#)

お問い合わせ先

産業保安・安全グループ 高圧ガス保安室

https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/sangyouhoan-kouatsu/koatsu_toiawase